受付即

税理士法第33条の2第1項に規定する添付書面



 令和4年
 7月
 11日

 広島北税務署長
 殿

※整理番号

税理士又は 税理士法人	氏名又は名称	税理士法人 長谷川会計	
	事務所の所在地	広島県広島市西区庚午中2丁目11番1号	
		電話 082-272-5868	
	氏 名	小林 政則	
書面作成に	事務所の所在地	広島県広島市西区庚午中2丁目11番1号	
係る税理士		電話 082-272-5868	
	所属税理士会等	中国 税理士会 広島西 支部 登録番号 第 82334 号	
税務代理権限証書の提出		(法人税・消費税・源泉所得税) ・ 無	
依頼者	氏名又は名称	有限会社 石田鉄工所 石田 昭男	
	住所又は事務所 の 所 在 地	広島県広島市安佐北区安佐町久地234-27	
		電話 082-837-1843	

私(当法人)が申告書の作成に関し、計算し、整理し、又は相談に応じた事項は、下記の 1から4に掲げる事項であります。

1 自ら作成記入した帳簿書類に記載されている事項

1 自ら作成記入した帳簿書類に記載されている事項						
帳 簿 書 類 の 名 称	作成記入の基礎となった書類等					
依頼者が自ら記帳した帳簿書類に基づき、コンピュータ処理により作成した仕訳帳、総勘定元帳、試算表、貸借対照表及び損益計算書	現金出納帳、預金通帳、証憑書綴、請求書綴、給与 台帳、棚卸表、固定資産台帳、借入金返済明細書					
2 提示を受けた帳簿書類(備考欄の帳簿書類を除く。)に記載されている事項						
帳 簿 書 類 の 名 称	備考					
現金出納帳、預金通帳、証憑書綴、請求書綴、 給与台帳、棚卸表、固定資産台帳、借入金返済 明細書						

※事務 処理欄	部門	業種		意見聴取連絡事績		事前通知等事績	
				年月日	税理士名	通知年月日	予定年月日

※整理番号

_							
3	計算し、整理し	た主な事項					
	区 分	事	項		備	考	
	売上高 労務費	行しており 掛金残高を 2. 決算に当た れなく計上 1. 賃金台帳及	いては月末締めで請求、その請求書控を確認管理している。 って、5月末までの売されていることを確認 び源泉所得税関係書類	以して売 上げが漏 以した。 頃に基づ り	情求書控 賃金台帳	€ 李紹	
(1)	制压压 叮士曲		実在性を確認した。	Į į	原泉所得税関係 見金出納帳 頁金通帳	术者独	
	製造原価・販売費及び一般管理費	個 電 電 型 型 型 型 型 型 型 型 型 、 交 際 費 に で の の の の の の の の の の の の の	領収書に基づき、資本 、また、材料費及び消 取得価額が10万円以上 購入がないことを確認 費等について領収書を 該当するものがないこ	以した。 I	青求書 湏収書		
		した。	,				
	(1)のうち顕著	な増減事項	増	減	理 由		
	租税公課 増加事由		消費税の納税額が増加したため。				
	広告宣伝費 減少事由		前年度はホームページの制作費を支払ったため。				
(2)							
	(1)のうち会詞 に変更等があ		変更	等	の理	由	
	なし		なし				
(3)							

※整理番号 相談に応じた事項 相 談 要 \mathcal{O} なし なし

その他 5

- (1) 当税理士事務所は、TKC全国会認定の「書面添付推進事務所」です。 (2) 当税理士事務所は、TKC地域会研修所主催の生涯研修履修事務所です。 (3) 当税理士事務所は、依頼者の企業を訪問し、巡回監査を実施しています。
- (4) 総合所見:

毎月の巡回監査時に取引内容をチェックし、仕訳の誤りがあればその都度修正させています。また、決算に当たっては、改めてすべての損益科目と資産、負債科目について内容を検討しました。以上検討の結果、提示を受けた帳簿書類の範囲において、法人の記帳は事実に基づいて行われ、申告書も法令の規定に則して作成していると認められます。